

4) 地区計画

■地区計画

《地区計画一覧表》

令和3年3月31日現在

| 名称 | 位置 | 計画決定年月日 告示番号 | 面積 ha | 地区計画のねらい | 地区整備計画 | 建築 条例 |
|--------------------------------|---|---------------------------|----------|---|--------|----------|
| 通町 地区計画 | 秋田市大町一丁目 および保戸野通町 の各一部 | 平成5年2月18日 秋田市告示第18号 | 5.3 | 秋田市 通町線の拡幅整備に伴う沿道建築物の建替え等を適切に誘導するとともに、必要な地区施設を整備することにより、活力とうるおいにあふれた商店街形成を図る。 | 策定 | 有 |
| 秋田新都市 老人福祉総合 エリア 地区計画 | 秋田市御所野下堤 五丁目および 四ツ小屋小阿地 字下堤 | 平成6年2月10日 秋田市告示第19号 | 27.5 | 秋田新都市開発整備事業との整合を図りつつ、地区内の土地利用および建築等の行為を適切に誘導することにより、中央地区老人福祉総合エリア建設計画の実現および事業効果の維持、増進を図る。 | 策定 | 無 |
| 泉ハイタウン 地区計画 | 秋田市泉字菅野、 字道田および 字釜ノ町ならびに 外旭川字水口、 字大畑 | 平成7年12月12日 秋田市告示第139号 | 16.1 | 建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、良好な居住環境の形成と保全を図る。 | 策定 | 有 |
| 山手台 地区計画 | 秋田市山手台 一丁目、 二丁目、 三丁目 | 平成9年12月9日 秋田市告示第212号 | 31.1 | 市街化調整区域で行われた大規模宅地開発事業の事業効果の維持増進を図るとともに、建築等の行為を適切に誘導し、良好な居住環境の形成を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成15年8月22日 秋田市告示第237号 | | | | |
| 外旭川小谷地 地区計画 | 秋田市外旭川 字小谷地、 字大谷地、 字中谷地、 字待合および 字四百刈 | 平成10年9月22日 秋田市告示第172号 | 14.3 | 当地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、地域特性にふさわしい土地利用を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成11年4月1日 秋田市告示第69号 | | | | |
| 下新城 中野 地区計画 | 秋田市下新城 中野 字街道端西 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第173号 | 21.5 | 地区施設の配置を定め、一体的かつ計画的な市街化を誘導するとともに、建築等の行為を適切に誘導することにより、調和のとれた良好な居住環境の形成を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成12年10月13日 秋田市告示第215号 | | | | |
| | | 平成15年8月22日 秋田市告示第241号 | | | | |
| | | 平成18年8月1日 秋田市告示第204号 | 13.2 | | | |
| 広面谷内佐渡 地区計画 | 秋田市広面 字谷内佐渡、 柳田字川崎および 字境田 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第174号 | 12.9 | 地区施設の配置を定め、一体的かつ計画的な市街化を誘導するとともに、建築等の行為を適切に誘導することにより、調和のとれた良好な居住環境の形成を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成12年10月13日 秋田市告示第214号 | | | | |
| | | 平成15年8月22日 秋田市告示第239号 | | | | |
| | | 平成16年3月12日 秋田市告示第41号 | | | | |
| | | 令和3年2月25日 秋田市告示第40号 | | | | |

| 名称 | 位置 | 計画決定年月日 告示番号 | 面積 ha | 地区計画のねらい | 地区整備計画 | 建築 条例 |
|------------------|---|---------------------------|----------|--|--------|----------|
| 檜山石塚谷地 地区計画 | 秋田市檜山 字石塚谷地および 上北手荒巻字鳥越 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第175号 | 16.4 | 地区施設の配置を定め、 一体的かつ計画的な市街化 を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する ことにより、調和のとれた 良好な居住環境の形成を図 る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成22年4月15日 秋田市告示第114号 | | | | |
| | | 平成31年2月1日 秋田市告示第21号 | 廃止 | | | |
| 仁井田福島 地区計画 | 秋田市仁井田 福島二丁目、 仁井田字福島 および字猿田川端 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第176号 | 11.8 | 地区施設の配置を定め、 一体的かつ計画的な市街化 を誘導するとともに、建築 等の行為を適切に誘導する ことにより、調和のとれた 良好な居住環境の形成を図 る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成14年2月27日 秋田市告示第30号 | | | | |
| | | 平成15年8月22日 秋田市告示第240号 | | | | |
| 桜台 地区計画 | 秋田市 桜台一丁目、 二丁目、 三丁目、 下北手桜字桜、 字小堤沢、 字真実ヶ沢、 桜三丁目 | 平成10年9月22日 秋田市告示第177号 | 46.1 | 当該宅地開発事業の事業 効果の維持増進を図るとと もに、建築等の行為を適切 に誘導することにより、調 和のとれた良好な居住環境 の形成を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成13年2月7日 秋田市告示第17号 | | | | |
| | | 平成15年8月22日 秋田市告示第238号 | | | | |
| 仁井田本町 地区計画 | 秋田市仁井田本町 五丁目および 六丁目 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第178号 | 15 | 区画整理事業のほか、当 地区内で行われる開発行為 や建築行為を適切に誘導す ることにより、地区特性に ふさわしい土地利用を図 る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成13年2月7日 秋田市告示第18号 | | | | |
| 下浜桂根 地区計画 | 秋田市下浜桂根 字境川、 字浜添、 字浜田、 字大台および 字上ノ山ならびに 浜田字境川、 字陳ヶ原および 字境田 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第179号 | 27.9 | 当地区内で行われる開発 行為や建築行為を適切に誘 導することにより、良好な 居住環境の形成を図る。 | 策定 | 有 |
| 下浜羽川 地区計画 | 秋田市下浜羽川 字下野 地内 | 平成10年9月22日 秋田市告示第180号 | 1.1 | 当地域の有効活用と土地 利用の純化を図る。 | 策定 | 有 |
| 御所野堤台 地区計画 | 秋田市御所野堤台 一丁目、 二丁目 および三丁目 地内 | 平成17年4月12日 秋田市告示第132号 | 54.8 | 拠点性を有する地区を形 成するとともに、周辺業務 機能等の立地・誘導を図り 適正な土地利用を進めると ともに、周辺環境とも調和 した良好な市街地環境の形 成を図る。また、敷地内の 積極的な緑化と維持管理に 努め、緑豊かな街並みの形 成を図る。 | 策定 | 有 |
| | | 平成27年12月1日 秋田市告示第298号 | | | | |
| 土崎港中央四丁目 地区計画 | 秋田市土崎港中央 四丁目 地内 | 平成17年11月10日 秋田市告示第282号 | 3.6 | 遊休地の有効利用を促進す るとともに、開発行為や建 築行為を適切に誘導するこ とにより、地区特性にふさ わしい土地利用を図る。 | 策定 | 有 |

| 名 称 | 位 置 | 計画決定年月日 告示番号 | 面積 ha | 地区計画のねらい | 地区整 備計画 | 建 築 条 例 |
|----------------------------|---|---------------------------|----------|--|------------|-----------------------|
| 御所野元町 地区計画 | 秋田市御所野元町 五丁目、 六丁目および 七丁目 地内 | 平成17年11月10日 秋田市告示第285号 | 23.7 | 将来にわたって、現在の良 好な住宅市街地環境を維 持・増進し、今後の開発に おいても同様に「住みよく 美しい環境の街」を形成し ていく。 | 策定 | 有 |
| 御所野 下堤・元町 地区計画 | 秋田市御所野下堤 一丁目ならびに 御所野元町二丁目 および三丁目 地内 | 平成17年11月10日 秋田市告示第284号 | 20.6 | 将来にわたって、現在の良 好な住宅市街地環境を維 持・増進し、今後の開発に おいても同様に「住みよく 美しい環境の街」を形成し ていく。 | 策定 | 有 |
| 御所野地蔵田 地区計画 | 秋田市御所野 地蔵田二丁目、 四丁目および 五丁目ならびに 四ツ小屋小阿地 字狸崎および 四ツ小屋末戸松本 字地蔵田 地内 | 平成17年11月10日 秋田市告示第286号 | 32.7 | 将来にわたって、現在の良 好な住宅市街地環境を維 持・増進し、今後の開発に おいても同様に「住みよく 美しい環境の街」を形成し ていく。 | 策定 | 有 |
| 南ヶ丘 地区計画 | 秋田市上北手百崎 字諏訪ノ沢および 字二太子沢ならびに 上北手猿田 字四ツ小屋および 字苗代沢 地内 | 平成19年11月29日 秋田市告示第291号 | 47.7 | 将来にわたり、良好な居住環 境の維持・増進を図るととも に、地区内の土地利用計画と 地区施設配置計画を明確にし、 今後の建築等の行為を適切 に誘導することにより、“ゆ とりと健康に満ちたまち”を形 成していく。 | 策定 | 有 |
| 南部 ニュータウン 大野 地区計画 | 秋田市仁井田 字新中島および 字大野 地内 | 平成23年4月6日 秋田市告示第114号 | 5.5 | 将来にわたって、現在の良好 な居住環境の形成と保全を図 ることを目標とする。 | 策定 | 有 |
| 大町・下着町 地区計画 | 秋田市大町五丁目 および六丁目 地内 | 平成26年12月8日 秋田市告示第280号 | 1.6 | 都市計画道路川尻広面線の 拡幅整備に伴う沿道建築物の 建替え等を適切に誘導し、活 力とうるおいにあふれた通りの 形成を図ることを目標とする。 | 策定 | 有 |
| 合 計 | 20地区 | | 412.5 | | 策定 20地区 | 有 19地区 無 1地区 |